

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の計画期間終了後の在り方について

1 計画期間終了後の在り方について

- (1) 現在の指導計画は、平成32年度に計画期間が終了を迎えることとなっており、その後の在り方について検討する必要があります。
- (2) 現在の指導計画には、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導を行うために、「次期計画の策定に当たっては、循環型社会推進基本計画（一般廃棄物の計画）との統合を検討します。」との記載がありますが、一般廃棄物と産業廃棄物では処理責任の主体が異なり、制度運用に違いがあること等から、次期計画を一般廃棄物の計画と統合することは困難であると考えています。
- (3) 他の政令指定都市では、①計画を策定している都市、②指針として策定している都市、③何ら策定していない都市がありますが、これらの動向も参考に、計画期間終了後の在り方を検討していきたいと考えています。

(参考) 産業廃棄物処理指導計画等を策定している政令指定都市 14都市

- ・ 計画（単独） 7都市（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、広島市）
- ・ 計画（複合） 3都市（堺市、神戸市、北九州市）
- ・ 指針（単独） 4都市（千葉市、静岡市、大阪市、福岡市）

<本市における産業廃棄物処理指導計画の策定経過>

- 平成11年5月 「京都市産業廃棄物処理指導計画」策定
- 平成16年3月 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」策定
- 平成23年3月 「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」策定

2 本市における産業廃棄物の現状把握等

現在の計画の進捗を確認するとともに、3次計画後の方針を決定するための基礎データの収集を検討します。

(収集項目案)

- ・ 産業廃棄物の発生量、再生利用量及び最終処分量
- ・ 排出事業者の意識（適正処理や減量・再資源化に対する意識、本市独自の産業廃棄物処理施策に対する認知度等に関するもの）
- ・ 市内の産業廃棄物処理業者が製造したリサイクル製品に関する情報
- ・ その他（3R推進会議において意見が出された項目等）

3 産業廃棄物をめぐる社会状況

ICT化の進展、人口減少に伴う労働力不足、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に対する機運の高まり、海外輸出等に依存していた廃プラスチック類等の処理方法の変動など、産業廃棄物をめぐる社会状況の変化への対応が必要となっています。また、平成30年6月に環境省が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画においては、廃棄物エネルギーの徹底活用、電子マニフェストを含む情報の活用、ITを活用した技術開発などの取組が掲げられています。